

健康保険等資格取得兼喪失証明書

1 被保険者記号及び番号

記 号	
番 号	

2 事業所が加入する保険者名及び保険者番号

保険者 の名称	
保険者 番 号	

3 被保険者及び被扶養者

区分	氏 名	生年月日		性別	被保険者 との関係	資格取得年月日		資格喪失理由
		基礎年金番号				資格喪失年月日		
被保険者	ふりがな	昭・平・令 年 月 日		男 ・ 女	本 人	平・令 年 月 日		1 退職(H・R 年 月 日退職) 2 死亡(H・R 年 月 日死亡) 3 後期高齢者医療へ移行 4 その他()
						平・令 年 月 日		
被 扶 養 者	ふりがな	昭・平・令 年 月 日		男 ・ 女		平・令 年 月 日		1 被保険者の退職・死亡等 2 被保険者が後期高齢者医療へ移行 3 被扶養者が後期高齢者医療へ移行 4 その他()
						平・令 年 月 日		
被 扶 養 者	ふりがな	昭・平・令 年 月 日		男 ・ 女		平・令 年 月 日		1 被保険者の退職・死亡等 2 被保険者が後期高齢者医療へ移行 3 被扶養者が後期高齢者医療へ移行 4 その他()
						平・令 年 月 日		
被 扶 養 者	ふりがな	昭・平・令 年 月 日		男 ・ 女		平・令 年 月 日		1 被保険者の退職・死亡等 2 被保険者が後期高齢者医療へ移行 3 被扶養者が後期高齢者医療へ移行 4 その他()
						平・令 年 月 日		
被 扶 養 者	ふりがな	昭・平・令 年 月 日		男 ・ 女		平・令 年 月 日		1 被保険者の退職・死亡等 2 被保険者が後期高齢者医療へ移行 3 被扶養者が後期高齢者医療へ移行 4 その他()
						平・令 年 月 日		

※資格喪失理由が退職の場合、資格喪失年月日は退職日の翌日になります。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

事 業 所
(又は保険者)

所在地
名 称
代表者
連絡先

印

※1 社会保険の被保険者本人が後期高齢者医療へ移行したため、社会保険の資格を喪失したことにより、その被扶養者であった65歳以上の者が新たに国民健康保険に加入する場合は、国民健康保険料の一部が減免されることがあります。
※2 社会保険の被扶養者が後期高齢者医療へ移行した場合は、後期高齢者医療保険料の一部が減免されることがあります。

国民健康保険の加入手続きについて

- 1 国保への加入手続きは、社会保険（協会けんぽ、船員保険、健康保険組合、共済組合など）の資格喪失後14日以内に届け出てください。
- 2 加入手続きが遅れてしまうと、保険給付が原則として届出日からとなります。
- 3 加入手続きに必要なものは、次のとおりです。
 - ・ 健康保険等資格喪失証明書 又は 資格喪失等確認通知書
 - ・ 国民健康保険の資格確認ができるもの（資格確認書等） ※ご家族の中で、すでに国民健康保険に加入している方がいる場合
 - ・ 委任状（世帯主又は被保険者以外の方が加入手続きをする場合）
 - ・ 福祉医療証（ご家族の中で、乳幼児医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療のいずれかを受けている方がいる場合）
- 4 社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ加入したため、その被扶養者で65歳以上の方が国保に加入するときは、保険料の減免を受けることができます。加入手続きの際には、その旨申し出てください。

☆☆☆ ご存知ですか ☆☆☆

任意継続制度に入れませんか？

【任意継続制度の概要】

- 加入資格
資格喪失（退職日の翌日）前に被保険者期間が2ヶ月以上必要です
- 届出期間
資格喪失日から20日以内
- 加入期間
原則として2年間
- 保険料の算定方法
退職時の標準報酬月額によって決められ全額自己負担（今までのほぼ倍額）
ただし、自己負担が限度額を超えた場合は、限度額まで
- 最高限度額
加入していた社会保険の種類に応じて変わります

社会保険等の被扶養者になられませんか？

【被扶養者の認定条件】

- 次の条件を満たす場合は、社会保険の被扶養者になる場合があります
- 年間収入
年間の収入が130万円未満（60歳以上の方は180万円未満）
ただし、収入には遺族年金や雇用保険など課税対象外収入も含まれます
 - 生計維持関係
社会保険の被保険者の収入で主として生計を維持していること
- ※ 上記以外にも被保険者との同居の有無、就学中であるか否かなど条件があるので、くわしくは事業所の社会保険担当者におたずねください

社会保険の被保険者や被扶養者になった場合は、14日以内に届け出てください。自動的に切り替わらないので、届出を怠ると保険料を二重で請求される場合があります